

第 2 9 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 2 年 5 月 22 日 (金)

午前 10 時

場 所 第 2 委員会室

付議事項

1 新型コロナウイルス感染症経済対策についての要望書 . . . **資料 1**

2 市議会モニターの意見について

(1) 提出された意見に対する回答について . . . **資料 2**

(2) 緊急質問について . . . **資料 3**

3 その他

要 望 書

令和2年5月18日

山陽小野田市
議長 小野 泰 様

山陽小野田市地区タクシー協会
会長 村上 智嘉

件 名 新型コロナウイルス感染症経済対策についての要望書

要望項目

- 1 事業継続のための固定経費の支援
- 2 小売店・飲食店等需要喚起におけるタクシー会社のデリバリに対する支援
- 3 除菌シート、除菌消毒液や仕切り板など感染防止設備整備への支援
- 4 新規サービスの支援

要望の理由・経緯等

新型コロナウイルスによる感染症は世界各地に急速に拡大し、多くの感染者や死者が発生しておりますが、間もなく「緊急事態宣言」が解除されようとしています。しかし、第二波、第三波と予断を許さない状況であり警戒を怠れません。私たちタクシー業界においても公共交通機関として、市民の足を繋ぐべく感染の不安を抱きながら営業を続けています。業績におきましても、大きな減少をきたしており、固定費が重くのしかかっている現状です。

感染拡大の恐れがあり、事態の収束が未だ見えない中、感染拡大を防止し、市民の足を守るため、タクシー協会も全力で協力を誓うとともに、上記の項目をご検討下さるよう要望致します。





支援内容

NO	地域名	内容	詳細
1	山口市	現金給付	<ul style="list-style-type: none">「小売・飲食・生活関連サービス事業者等への支援給付金」にて、売上高が前年同月比で20%以上減少している事業者へ一律20万円の給付
2	山口市	デリバリー補助	<ul style="list-style-type: none">デリバリーを行うタクシー事業者に一律10万円の補助が支給される。
3	下関市	デリバリー補助	<ul style="list-style-type: none">タクシーのデリバリーサービスで、1運行1,000円の補助が支給される。
4	宇部市	デリバリー補助	<ul style="list-style-type: none">タクシーのデリバリーサービスで、1配送1200円の補助が支給される。
5	長門市	新サービス補助	<ul style="list-style-type: none">新規のサービスを立ち上げる事業者に上限50万円の補助が支給される。(採択式)

令和元年12月12日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>議会欠席の取扱いについて 12月12日の議会運営委員会において、杉本議員が病気療養のため本日より会期末までの欠席が伝えられました。</p> <p>そこで質問です。</p> <p>1. 市民から選ばれた議員は「病気療養」と伝えるだけで議会を休んでもよいのでしょうか。</p> <p>2. 議運においてそのことが明確に確認されていないのは問題ないのでしょうか。</p> <p>3. 病気療養ならば診断書なりを提出すべきと思いますが、それがなされていなかった場合において、どのような確認によってそれが許可されるのでしょうか。</p>	<p>山陽小野田市議会会議規則第2条（欠席の届出）に、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」とされています。杉本議員は、「病気療養」との理由により議長に届出をしています。</p> <p>12月12日の議会運営委員会において、病気療養で欠席される旨報告を受け、委員全員は共通認識しました。</p> <p>後日、病気についての診断書は議長が確認していると報告を受けました。</p>

令和元年12月17日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>代表質問の在り方について問う</p> <p>山陽小野田市議会においては市長の所信表明に対して代表質問が行われていますが、代表質問と一般質問の違いは何だとお考えでしょうか。本市議会では3月定例会において代表質問が行われておりますが、代表質問の体をなしていないと感じています。</p> <p>国での政党政治は、地方では会派制という形で議会運営が行われております。では、会派とは何でしょうか。全ての議員は、大きな意味でこのまちの発展を目指しているのは当然として、その手法や考え方、優先順位は様々です。そこで一つの、あるいは一定の政治理念、政策理念を共有する者が会派を組み、一定の方向性を持って議会活動を行っているものだと思っています。</p> <p>のことから代表質問とは市長の所信、すなわち市長の考える政策、予算編成の basic concept について「会派として」正す場であり、個別事例の一般質問とは一線を画した異なるものであると認識しています。</p> <p>しかしながら、本市議会の代表質問を拝見してみると、その会派がどのような政治理念であるのかがほとんど見えません。一般質問との違いも見えず、何を代表して質問しているのかさえ分からぬのが正直な感想です。昨年秋の会派の離合集散は節操のないもので、品位のかけらも感じ取れませんでした。なぜ、会派を出たのか。なぜ、そこに合流したのか。説明できるのでしょうか。</p> <p>「政治は力」、「力は数」、「数は金」、田中角栄元総理の発言がありました。「数は金」はともかくとして、本市議会の会派が権力闘争のためだけの「政治は力」、「数は金」のように思えてしまうのはとても悲しく感じます。</p> <p>議会改革推進で名を馳せる山陽小野田市議会です。代表質問というそのシステムはあるが、まだ十分に活用されていないということですが、ぜひとも、自らの会</p>	<p>今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。については、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。</p>

派の存在意義を十分に議論され、その上で、今後の代表質問に臨んでいただきたいと切望します。このままだと、せっかく議会が執行部の信を問う貴重な時間を「代表質問の廃止」という形で失うことにもなりかねません。議会参与ではなく、市長自らが答弁せざるを得ない、そんな真の代表質問にしていただきたいと考えます。

代表質問についての議会の考え方及び今後の在り方について教えていただきたい。

令和元年12月19日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>笹木委員長の委員会運営について</p> <p>12月19日の議会運営委員会で杉本議員の関係者の公選法違反事件に関する件について参考人への聞き取りが行われました。その参考人が説明した後に、笹木委員長は「何か質問はないか」と2名の議員を個別に指名し、発言を求めていましたが、委員は指名されないと発言できないのでしょうか。また誰を指名するかは委員長が指名しやすい人を勝手に選んで指名しているのでしょうか。</p> <p>参考人が説明し、何の質問もなければすぐに終わればよい話ではないですか。</p> <p>委員長の委員会運営方法はこれが適切なのでしょうか。</p> <p>笹木委員長が伊場議員の「方向性とは？」に対して「協議会の中で協議しましたが、必要ないとのことになった」や、笹木委員長が代表質問について「協議会で各会派で確認してほしいと言っているが」との発言があったが、協議会とは何でしょうか。</p> <p>傍聴できるのでしょうか。議事録はあるのでしょうか。この会の存在根拠はどこにあるのでしょうか？ホームページの日程にも協議会という会議は存在していませんが、存在していない架空の会議が、笹木委員長が議運を進める上でキーワードになるのはおかしいのではないでしょうか。</p> <p>河野議員が「委員会で議論をしっかりと」との発言がなければ、笹木委員長主導で水面下で進められるように感じた。</p> <p>笹木委員長の委員会運営は間違っていないのでしょうか。</p>	<p>委員会における発言は、自主的・積極的に行うことが委員会の本来の姿であり、その面からすると適切であったといえないかもしれません。しかしながら、委員の発言が少ないとから、委員会を能率的に運営するため指名して発言を促したものです。今後は、委員会運営が円滑にいくように委員も努力したいと思います。</p> <p>協議会は所管事項などを協議する会議であり、審議・決定機能を持っていません。したがって、協議会により委員会が形式的にならないよう、委員会と協議会をしっかりと使い分け、能率的運営に努めることが必要と考えます。</p>

令和元年12月20日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>議会モニターからの意見（7） ＜12月19日の議会運営委員会を傍聴して＞</p>	
<p>1．要望書提出者の参考人招致により始められた議会運営委員会の冒頭、笹木委員長は参考人への出席のお礼を述べた後、「議事に入る前に確認しておきたい」として「小野議長はこの要望書の内容の信ぴょう性を肯定して委員会に図られたと理解してよろしいですね」という発言をしました。</p>	<p>1と2ともに人に関する重要なことであるので、諮問した要望書に対する念入りの言葉を発したことです。</p>
<p>これはどういう意味なのでしょうか？既に議会運営委員会は要望書に関して委員会に参考人を呼んで議論を行うことを決定し、参考人と日程調整をした上で、この日の議会運営委員会となったのではありませんか。</p>	
<p>参考人を呼んでおいて、改めてあえて議長に確認した意図は何でしょうか。</p>	
<p>2．本来、陳情や要望書などの取り扱いに関して、提出先は当然「山陽小野田市議会議長 小野 泰様」となりますが、基本的な様式や要件さえ満たせば、議会運営委員会に基本的な取り扱いが任されているのではありませんか。 笹木委員長の「要望書の内容の信ぴょう性」云々との発言は、その意図がどうであれ、参考人の信頼性を問題にし、参考人を貶める発言にしか聞こえませんでしたが如何でしょうか。</p>	
<p>3．要望書に関してすでに事前に配布されていたと思いますが、なぜあえて参考人に要望書を朗読させたのでしょうか。このようなやり方は今まで聞いたこともありませんし、これを先例として今後の請願や陳情等の参考人招致の時にも同じように対応されるおつもりでしょうか。</p>	<p>丁寧な議会運営をしたいという思いでしたが、誤解を招いたと反省しています。今後は、御意見を受け止め対応していきます。</p>
<p>4．参考人に対する質疑の中で「政治倫理審査会で全会一致で杉本議員への処分と謝罪が決定された」ことをもって議会がその責任を果たしたかのような議論が行われました。これは参考人が提起した「議会の責任」問題とはまったく意味</p>	<p>議会全体として適切な対応に努めます。</p>

が違うのに、あえて問題を矮小化する議論に思えます。

政治倫理条例第5条では「調査請求権」に関して「市民または議員は」「議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるとき」は「議長に対して調査を請求することができる」とあります。

条例では「議員定数の8分の1以上の連署をもって」とありますから、「議員は」を「議会は」と読み替えると同じで、議会は「調査請求」に関して何の動きもしなかつたのでありませんか。山陽小野田市議会では、既にあの「覚せい剤違反事件」に関連して、議会自身が具体的な対応をした経験があるのです。参考人は「公選法違反事件」をマスコミが取り上げ、社会的に大きな問題となっていたにもかかわらず「議会が何の動きもしなかつた」こと、また有罪判決が出て8カ月が経つのに「議会は何の動きもしなかつた」と、議会自身の責任を厳しく指摘したのではありませんか。

5. 「代表質問」制度に関する議論の中で、笹木委員長は「代表制度を導入したという経緯をもう1回精査しながら、代表質問制度の実効性があるのかどうか、中身を検証しながら…」と述べました。「代表質問制度の実効性」とは何でしょうか。

(1) 確かに現在の代表質問の内容は一般質問とどこが違うのか、私たちにはよく分かりません。それは代表質問の「実効性」に問題があるのでなく、代表質問の意味や内容を理解していない議会の側に責任があるのでありませんか。現在の会派制度や会派のあり方に関して、どれだけの議員が理解されているのか不明ですが、会派といいながら会派の理念や政策、主張をキチンと持っておられるのでしょうか。それとも現在の会派は議会内の勢力争いのための、単なる「派閥集団」に過ぎないのでしょうか。

(2) たしかに現在の市議会の一般質問には問題があると考えます。市長との政策論議ではなく「陳情型」や「窓口質問」の類の質問が多くすぎるからです。だから答弁によって「ありがとう」が連発されることになります。そのうえ再質問や再々質問に対して、答弁に立つ執行側が原稿を準備していて、ある種の

山陽小野田市議会基本条例第4条第2項に「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。」と規定しています。

今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。については、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。

朗読会の様相を呈している状況は緊張感も何もありません。その議会が自らを「とても代表質問ができる域に達していない」と言われるのであれば、それなりに理解できないことはありませんが、そうであれば尚更、「代表質問制度の実効性」を問題にし「代表質問の廃止」等という後ろ向きの議論ではなく、代表質問の内容アップと改善のための努力と議論をすることの方がよっぽど積極的ではありませんか。

6. 議会運営委員会の議論を聞いていてもう一つ違和感を覚えたことがあります。それは笹木委員長の委員会運営です。ある若い議員の発言に対して、それを押さえつけるような、高圧的な対応をしていると感じたことです。どのような発言であれ、議員同士は対等平等のはずであり、ましてや委員長が若い議員の発言を押さえつけていると感じられるような、高圧的な対応はやめるべきではありませんか。

今後は、一層、議員間のお互いの連携、お互いの立場を踏まえ、丁寧で慎重な対応に努めます。

令和2年2月4日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>2月3日開催の議会運営委員会を見ての意見と質問</p> <p>① 笹木委員長が委員会途中で議長に発言を求めていた。 笹木委員長になって、私が知る限りでも議長に話を振ったのは2回目である。 よっぽどのことがあれば「暫時休憩」でもとって擦り合わせたりすることも起こりうることであるが、前回といい今回といい事前に議長に確認しておけば済むような内容であった。 委員長が委員会の取りまとめを行うものだと認識しているが、 笹木委員長の委員会運営は正しいのか。</p>	<p>議会運営委員会の運営は、もちろん議長とのしっかりした調整の中で行うべきですが、場合によっては会議の中で議長に意見を求めることがあると思います。しかし、審議の一連の流れをよく精査して円滑にいくように、副委員長とも協議しながら一層の努力をします。</p>
<p>② 陳情書について審議過程において議運では「緊急性があるかどうか」、あるとすれば「どの委員会の所管とするのか」を審議決定されることではなかったのか。 なぜ、 笹木委員長は中村委員長、藤岡副委員長を呼んだのか全くもって理解不能であるが、このことを 笹木委員長も副委員長も理解しておらない発言があった。 ちゃんとした運営ができないようなので、今後は議運が開催される前に事務局が「こうして進めたらいいと思います」や原稿を作成し「これを読んで、このとおりに進めてください」とアドバイスしなければ、委員会運営がうまくいかないと考えるがどうか。</p>	<p>委員会運営については、議長及び副委員長に相談し事務局のアドバイスを求めながら、円滑な委員会運営に一層努力します。</p>
<p>③ このような進行や取りまとめしかできない委員長や副委員長は辞任すべきと考えるがどうか。</p>	

令和2年2月14日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>令和2年2月13日議会運営委員会を見て 執行部の専決について委員会では執行部への厳しい質問があり、大変意義深い、興味深い委員会となっていました。その終了間際に筈木委員長から「時間がない」と水を差す発言がありました。</p> <p>議会では様々な予定、スケジュールがあつたりすると思いますし、また委員長が「時間がない」との発言をしたからと、それに惑わされる委員会メンバーもきつといないと思います。</p> <p>しかしながら、会の進行をつかさどる委員長が、こんな軽率な発言をすることが許されるのでしょうか。</p> <p>議会基本条例にあります「言論の府」として、とことん議論され調査されるべき委員会において、時間が足りなければ継続審査でもよいのではないかでしょうか。</p> <p>いち委員会のメンバーの発言ならともかく、委員長自らが「言論の府」を否定するかのような発言をするようでは、しっかりとした委員会運営など到底無理であり、その責任は重いと考えています。</p> <p>この不用意な発言は、筈木委員長が自ら委員長を辞任するのでなければ、懲罰に値すると考えますが、議会としての考え方を教えてください。</p>	<p>「時間がない」との発言はすべきではありませんでした。今後は、そういったことのないように取り組んでいきます。</p>

令和2年2月19日付

モニターからの意見	議会の考え方と対応
<p>令和2年2月19日開催の議会運営委員会についての意見と質問 議案第43号の取扱いについて、訂正と謝罪が執行部からありましたが、それに対して笹木委員長は第一声に「ありがとうございました」との発言でした。間違えれば改めればよいことですので、執行部が真摯に発言したことに責める理由はありません。がしかし、「ありがとうございました」とは何たる発言か。 議会を代表して議案の取扱いについて審議している場における委員長の発言として、自覚と品格に欠ける発言で、委員長としての任にあらずと考えますが、議会運営上において社交辞令で「ありがとうございました」ということは適切なのでしょうか教えてください。</p>	<p>議会と執行部の在り方で考えればふさわしくないと考えます。全議員で気を付けていきたいと思います。</p>

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

2020年4月23日

議会モニター 下瀬俊夫

議会モニターからの意見（8）



＜3月議会最終日の緊急質問に関連して＞

- 1、3月25日の最終本会議冒頭に緊急質問が提起され、本会議で裁決の結果「緊急性がない」との理由で否決となりました。この緊急質問の提起から否決に至る経緯を追ってみると、会議規則の上からも手続き的に問題があったのではないかと思われます。
- 2、山陽小野田市議会会議規則第62条（緊急質問等）第1項では、第61条に規定される一般質問の手続き（文書通告等）によらず、議会の同意を得て質問ができる規定になっています。
- 3、つまり緊急質問は基本的には、本会議で動議として提起され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加されることになります。しかし25日の緊急質問者は事前に文書通告を行い、本会議前に議会運営委員会が開催され、議事日程に追加するかどうかが議論されました。その時の議論は「緊急性があるかどうか」を基本にしたもので、「緊急性がある」との理由で議事日程に追加されたのです。本来、動議により議事日程に追加される手続きが、なぜ議会運営委員会で「緊急性がある」と決定されなければ議事日程に追加されなかつたのでしょうか？
- 4、手続き的には本会議で緊急質問の動議が出され、規定の賛同者がいれば議事日程に追加され、議長は直ちに議会運営委員会を開催し、議会運営委員会では質問者から質問の趣旨や緊急性の有無の説明を受けて協議し、議会運営委員会が「緊急性がある」と認めたら、議会運営委員長の報告の中で全議員に報告をして了承されれば、緊急質問が行えることになります。（本会議場で全議員に「緊急性があるかどうか」賛否を問う必要はない）

5、第一、議会運営委員会が「緊急性がある」と議事日程に追加したのに、
本会議ではその議会運営委員会の決定が覆される結果となりました。
議会運営委員会では全会一致で「緊急性がある」と認められたのに、本会議
ではなぜその議会運営委員会のメンバーさえ緊急質問に反対をしたのか理
解に苦します。議会運営委員会は「議事日程に追加しただけ」と言うか
もしれませんが、本会議の動議で議事日程追加が可能なわけだから、その
ような理屈は通りません。

以上、緊急質問の手続きに関して若干疑問がありましたので、今回の一
連の手続きが、今後の先例とならないように議論をお願いするものです。